

生産性の高い社会資本整備実現に向けて
～横断的な取組を促す仕組みの構築を～
(参考資料)

平成29年4月25日

伊藤 元重

榊原 定征

高橋 進

新浪 剛史

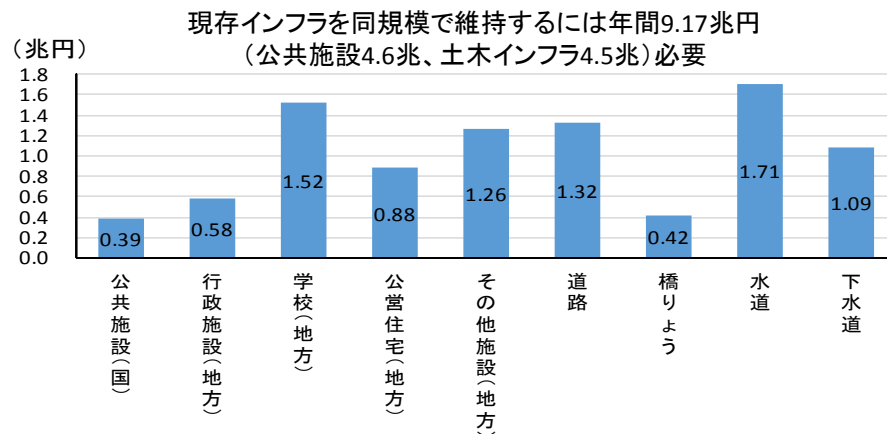
1. データを活用したインフラ維持管理の適正化

- インフラに関するデータ整備につき、所管省別ではなく、面・空間で標準化された形で活用できるよう、IT本部・関係府省、自治体が連携してデータベースの標準化・データ蓄積の仕組みを構築すべき。
- インフラ維持管理・更新・マネジメントの各省の研究開発につき、総合科学技術・イノベーション会議は、政府横断的視点で事業と予算の見える化・成果の横展開を進め、実装を見据えた民間投資の誘発を図るべき。
- 公共施設等総合管理計画では、将来にわたる維持管理費の自治体間比較が困難。民間ノウハウ等も活用し、自治体ごとの将来にわたるインフラ維持管理・更新費の見える化を推進すべき。

図表1	インフラに関する各省庁のデータベース化の取組(例)
農水省	<ul style="list-style-type: none"> ・「全国農地ナビ」を2015年4月に整備、運用中。 ・国営施設の「農業水利ストック情報データベース」を2007年度から運用、14年度GIS化。県営施設GIS化を2017年度から支援 ・「森林GIS」(林地台帳と地図システム)を800自治体が導入 ・漁港施設情報の電子化・集約化整備中(漁港の3割が電子化)
厚労省	<ul style="list-style-type: none"> ・水道分野におけるデータプラットフォーム構築実証事業(経産省事業)を2016年度から3か年で実施中
環境省	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設データの収集・公表
国交省	<ul style="list-style-type: none"> ・「都市計画情報のオープンデータ化」・「社会資本情報プラットフォーム」を2017年度から整備。建設生産の「3次元データ共有プラットフォーム」構築に向け2017年度から検討 ・地盤情報の一元的集積、共有する仕組みの構築を検討

図表2	各省のインフラに関する新技術開発に向けた取組(例)
内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・SIP(戦略的イノベーション革新プログラム)インフラ維持管理・更新マネジメント技術プログラム。2014年度から5か年で継続中
農水省	<ul style="list-style-type: none"> ・人工衛星等を活用した藻場モニタリング手法開発事業の検討
厚労省	<ul style="list-style-type: none"> ・水道分野の施設台帳、施設統廃合、需要予測アプリ等を反映した実証システムを構想(上記2016年度からの事業)
国交省	<ul style="list-style-type: none"> ・i-Constructionの推進 ・「次世代社会インフラ用ロボット」を2016年から試行的導入 ・都市の施設配置の歩行者変化予測システム開発、2017年度以降オープン化

図表3. 国・地方のインフラ更新投資費用(推計)



(備考)2017年3月30日経済財政諮問会議有識者議員資料より再掲。東洋大学根本教授による試算。現存のインフラを法定耐用年数到来時点で、同物理量、標準単価で更新する場合の年間平均更新費用の試算値。

図表4. 水道料金の格差

～最も高い自治体と最も安い自治体間では約10倍の料金格差～

家庭用水道料金の高い自治体(上位5位)		家庭用水道料金の低い自治体(上位5位)	
10m ³ 当たり料金(口径13mm)		10m ³ 当たり料金(口径13mm)	
1	群馬県長野原町 3,510円	1	兵庫県赤穂市 367円
2	北海道羅臼町 3,360円	2	静岡県小山町 384円
3	熊本県上天草市 3,132円	3	山梨県富士河口湖町 455円
4	福島県伊達市 3,078円	4	静岡県沼津市 460円
5	北海道増毛町 3,060円	5	東京都昭島市 518円

2. PPP/PFIの推進～特に、上下水道、文教施設で官民連携を通じた広域化を～

- 上下水道分野では維持管理・更新費の増大、料金格差、多数の小規模事業者等の課題に直面。国交省、厚労省は2022年度までの広域化目標を併せて掲げ、コンセッション等を通じて、重点的に推進すべき。
- 若年人口の減少に伴い、今後、小中学校等の遊休化が加速。文科省はPPP/PFIを利活用した文教施設等の集約・複合化等に向け、官民合同検討会や地元企業参画の優良事例の横展開等を推進すべき。

図表5. 日本の水道事業者
①他の公益事業との比較

	上水道事業者	一般ガス事業者	旧一般電気事業者
根拠法	水道法	ガス事業法	電気事業法
事業者数	数が多い 1,348	206	10
料金収入	2兆7千億円	4兆3千億円	17兆3千億円

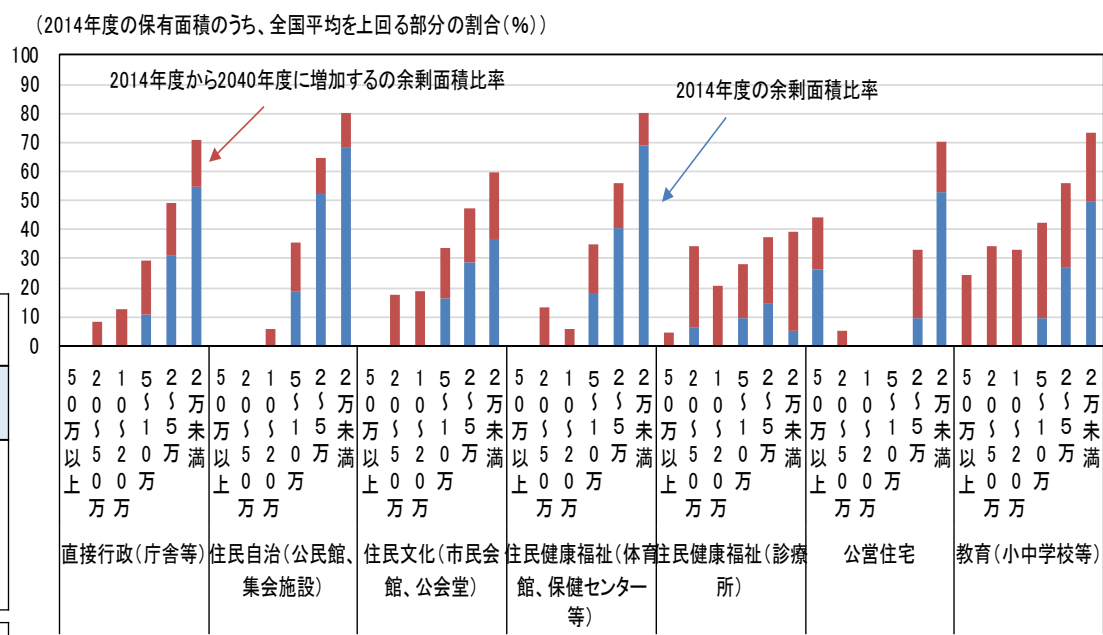
※事業者数、料金収入は2014年度
(出所) 総務省「2014年度地方公営企業年鑑」、ガス事業年鑑等

②諸外国との比較

分野	国	概要
上水道	日本	<ul style="list-style-type: none"> 上水道事業者数は1,348事業者(2014年度末)。 簡易水道事業を含めると2,097事業。
	イギリス	<ul style="list-style-type: none"> 現在、イングランド・ウェールズで上下水道会社は10社、上水道のみ12社
	フランス	<ul style="list-style-type: none"> 水道供給責任を有するのは約36,000の自治体(コミューン)。 このうち公営は3割で、3分の2(約24,000)は民間委託。委託先は3社(Veolia社, Suez社, Saur社)で寡占状態、民間ベースで事実上の広域化
下水道	日本	<ul style="list-style-type: none"> 下水道事業者数は3,639事業者(2014年度末)。
	イギリス	<ul style="list-style-type: none"> イングランド・ウェールズで上下水道会社は10社
	フランス	<ul style="list-style-type: none"> 約36,000の自治体のうち53%が民間委託、公営は47%。委託先は上記3社で寡占状態

(備考) 評価・分析WG(2017年4月17日)日本政策投資銀行説明資料および政投銀「水道事業の将来予測と経営改革」(2017年4月)、内閣府・政投銀・日本経済研究所「フランス・英国の水道分野における官民連携制度と事例の最新動向について」(2016年8月)、総務省「地方公営企業年報」より作成。

図表6. 全国平均を上回る公共施設の延床面積総量の
現有面積に対する比率(都市規模別)



(備考) 内閣府資料。
 1. 総務省「公共施設状況調査」、「住民基本台帳人口移動報告」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2013年3月推計)」より作成。
 2. 2014年度は特別区、原発避難区域(2017年2月現在)を含む自治体を除く。2040年度は、特別区及び市町村人口データがない福島県を除いている。
 3. 教育(小中学校等)は、0～14歳の年少人口を利用。その他の施設は、市町村総人口を利用。
 4. 小・中学校は建物の延床面積であり、校庭等の土地は含まない。

2. PPP/PFIの推進②: 公的不動産を重点分野に取り組むべき

- 人口20万人以上の自治体での案件実施を促進するインセンティブ措置(未検討案件への補助率引下げ、地域プラットフォームの形成、案件発掘支援の拡充などの入口から出口までのハンズオン支援等)を講じ、横展開すべき。
- PPP/PFI推進アクションプランで重点的に進める分野として、新たに「公的不動産」を掲げ、資産価値の増加、まちなのにぎわい創出を官民連携で推進すべき。
- 総務省は、公共施設等総合管理計画及び固定資産台帳の整備・公開を推進するインセンティブ施策を講じるとともに、自治体と協力して、公的不動産マップを整備すべき。

図表7. 優先的検討規程の策定状況(2017年3月末時点)

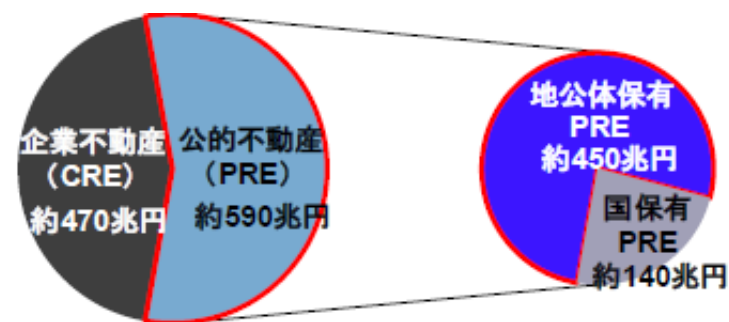
策定主体	団体数	策定済(※1)		今後策定予定		策定済・予定団体数		策定しない	
		数	率	うちH29年	数	率			
国	13	9	69.2%	4	4(※2)	13	100.0%	0	
地方公共団体	都道府県	47	34	72.3%	13	10	47	100.0%	0
	政令市	20	18	90.0%	2	2	20	100.0%	0
	人口20万人以上の市区	114	70	61.4%	43	32	113	99.1%	1
	小計	181	122	67.4%	58	44	180	99.4%	1
	人口20万人未満の市区町村	1,607	24	1.5%	182	36	206	12.8%	1,401
	合計	1,788	146	8.2%	240	80	386	21.6%	1,402

(※1)地方公共団体の策定済には「平成29年3月中に策定見込み」と回答した団体も含む。

(※2)2省庁は平成29年4月に策定見込み。

(備考)経済・財政一体改革推進委員会・国と地方のシステムWG(2017年4月11日)内閣府資料を基に作成。

図表8. 地方公共団体の保有するPREの規模



図表9. 主な政令指定都市での財務諸表の整備状況

(平成26年度)

○:整備済 ×:未整備

団体名	単体財務諸表 (普通会計)	連結財務諸表	固定資産台帳	出資金明細
札幌市	○	○	○	×
さいたま市	×	×	×	×
横浜市	○	○	×	×
川崎市	○	○	○	×
名古屋市	○	○	×	×
京都市	○	○	○	×
大阪市	○	○	○	○
神戸市	○	○	×	×
広島市	○	○	○	×
福岡市	○	○	×	×

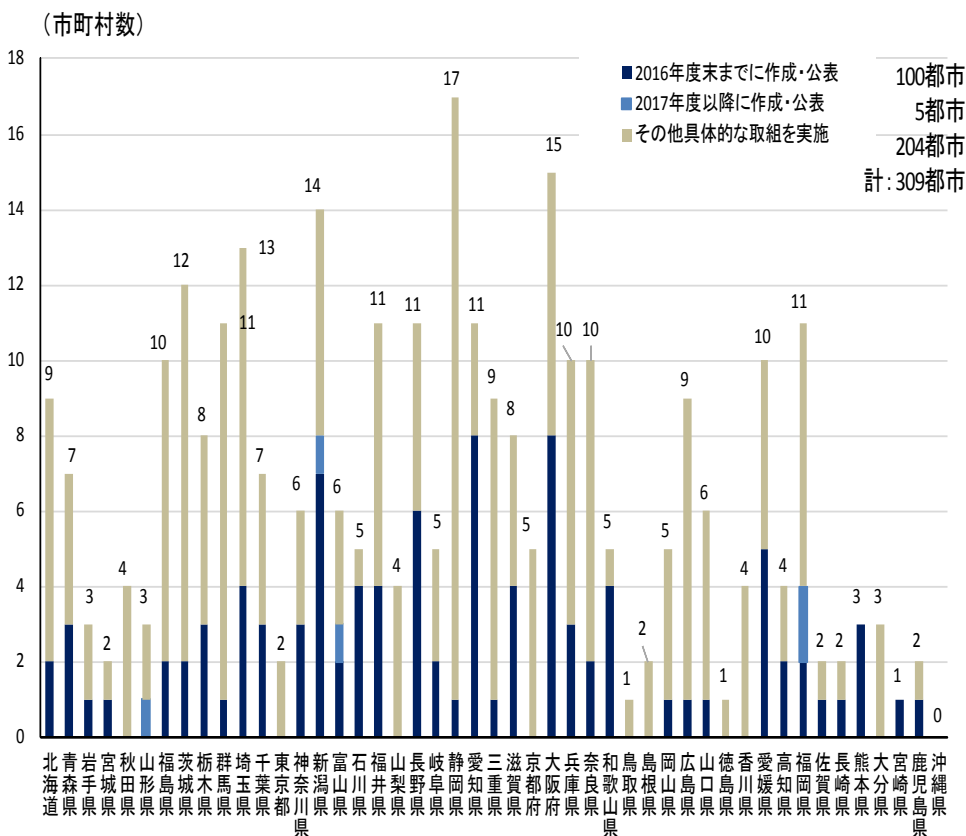
(備考)国と地方のシステムWG(2017年4月11日)山田委員資料を基に作成。

図表8: 公的不動産の例: 土地、庁舎、下水道施設、都市公園、道路、駐車場、公営住宅、図書館、スポーツ施設、公立学校、保育施設等
図表9: 2016年3月31日時点での整備状況。

3. コンパクト&ネットワークの加速

- 策定された立地適正化計画の実行に向け、ツールと財源を重点化し、30年度予算等に反映すべき。国交省は、未策定の団体での取組を促進するとともに、優良事例の横展開等を図るべき。
- まちの拡大を前提にした現行の都市計画法等をコンパクト化、ネットワーク化に対応しやすい体系に見直すべき。その第一歩として、都市計画道路の見直しを加速すべき。

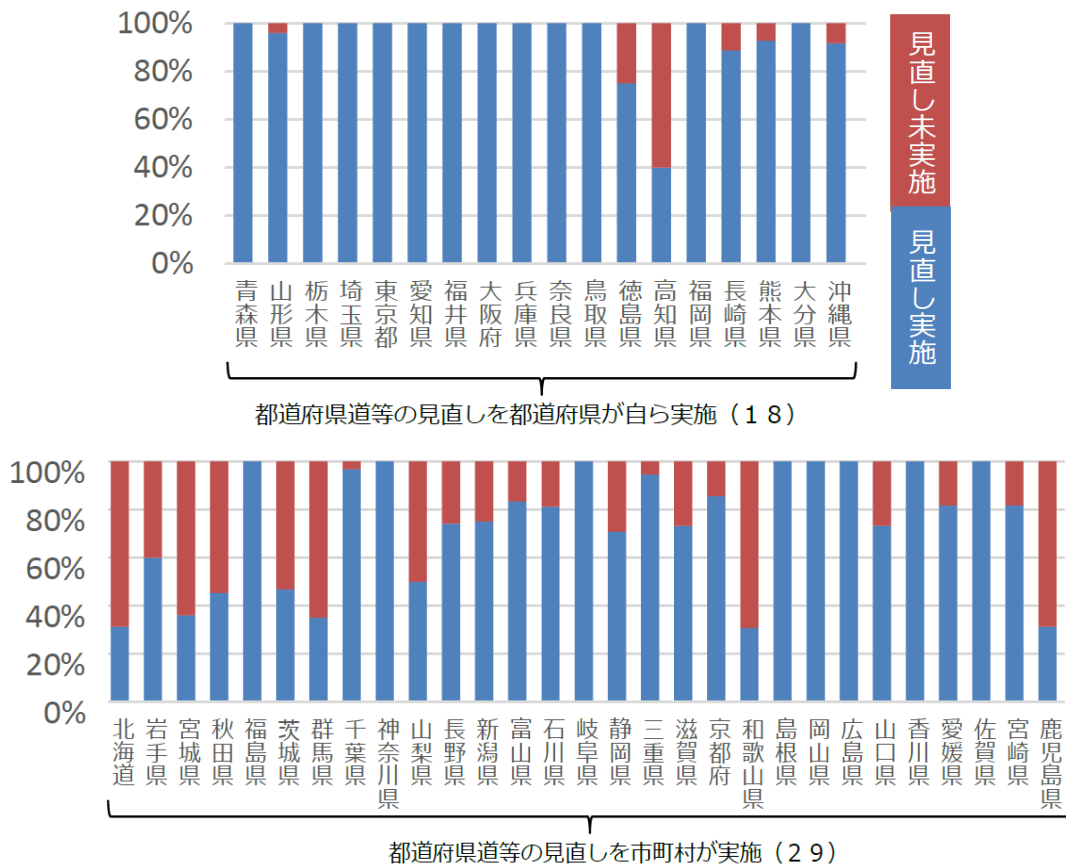
図表10. 立地適正化計画の作成状況



(備考)国土交通省資料より作成。

図表11. 都市計画道路の見直し状況

(見直しガイドラインに基づき、全国の約8割の地方公共団体が都市計画道路の見直しを実施。)

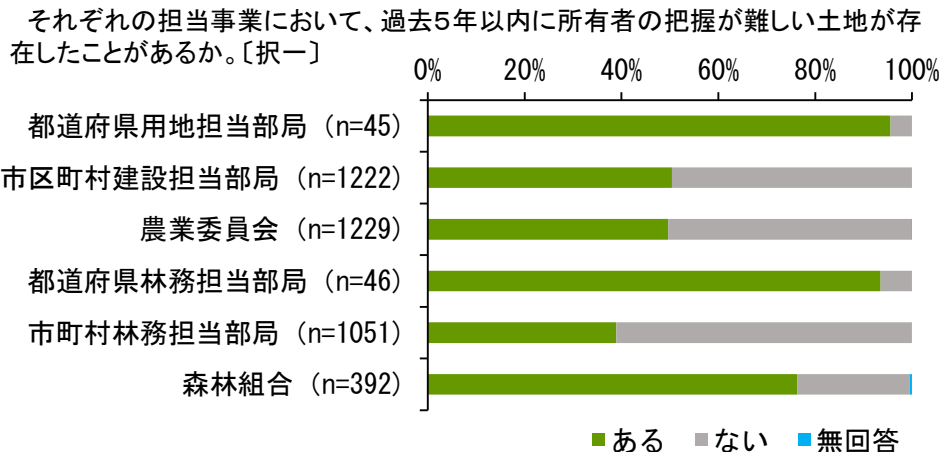


(備考)経済・財政一体改革推進委員会・国と地方のシステムWG(2017年2月24日)国土交通省資料を編集。

4. 土地利用の再生

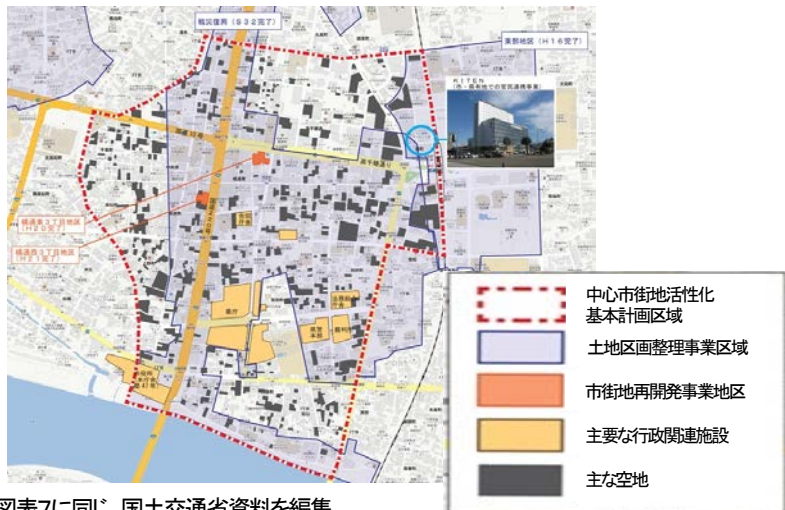
- 所有者の所在の把握が難しい土地に関する所有者の管理責任の整理、公的管理及び利用のあり方、収用制度の適用強化、農地・林地における対策、不動産登記に関する対策などについての検討方針を骨太方針で明らかにすべき。
- 自治体において遊休不動産、所有者の所在の把握が難しい土地の状況が地図データとして整備されるよう、関係府省は必要な協力を行うべき。

図表12. 所有者の所在の把握が難しい土地の状況



(備考)経済・財政一体改革推進委員会・国と地方のシステムWG(2017年3月16日)国土交通省資料抜粋。

図表13. 遊休不動産マップのイメージ(宮崎市中心市街地の例)



(備考)図表7に同じ、国土交通省資料を編集。

図表14. 不動産登記簿で土地所有者が把握できないことによる問題(例)

●所有者探索の事務負担が大きく、事業の阻害要因に

- 市町村の各部局、農業・林業事業者、民間企業等は、それぞれ独自に所有者を探す必要。ある事業で土地所有者が判明しても不動産登記簿に反映されず、別事業では再調査が必要
- 民間は戸籍が利用できないため事業困難になる場合も 等

●土地・土地データの有効利用を阻害等

- 所有者不明のため地籍調査での境界確定が進まず、土地取引を阻害
- 登記放置した所有者探索のために税金を使うことの是非
- 相続放棄状態で管理不能になった土地を把握できず、土地の荒廃等の発生
- 遺言激増により、土地相続に関する訴訟での混乱を招いている
- 生活保護認定等で資産の正確な把握が困難 等

(備考)規制改革推進会議・投資等WG(2017年3月30日)富士通総研資料を編集。